

## ハムスター、フェレット、リス、インコ等の「動物の輸入届出制度」について

平成 27 年 10 月 9 日  
在シンガポール日本国大使館

厚生労働省は、輸入動物を原因とする人の感染症の発生を防ぐため、平成 17 年 9 月 1 日から「動物の輸入届出制度」を導入しています。

生きたげっ歯目（ハムスター、リスなど）、ウサギ目（なきうさぎ科）、その他の陸生哺乳類（注）、生きた鳥類（インコ、オウムなど）並びにげっ歯目及びウサギ目の動物の死体等を日本に輸入する時には、その動物の種類、数量その他の事項を厚生労働大臣（検疫所）に届出なくてはなりません。また、その際には、動物毎に定められた輸出国政府機関発行の（感染症にかかっていない旨記載した）証明書の添付が必要となります。販売や展示のために輸入するものだけでなく、個人のペット、研究目的など全てが本制度の対象となります。

注：既に検疫が行われている動物、輸入が禁止されている動物は、本制度の対象から除かれます。

●詳細はこちら →日本の厚生労働省ホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000069864.html>)